

## 4 特別会計予算の概要

### 1. 国民健康保険事業特別会計 16億9,844万3千円

前年度比8,682万4千円、率にして4.9%の減額予算となっています。

保険給付費は、退職者医療制度の廃止による減額と一般被保険者分の給付費については決算状況などを参考にした推計としています。また、老人医療制度の廃止に伴い拠出金を減額していますが、一方で、後期高齢者支援金が新年度では12ヶ月分となることから増額となっています。

国保料については、毎年所得が確定する6月に試算し保険料率を決定することとしております。

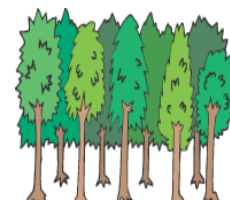


### 2. 森林保全事業特別会計 3,050万6千円

前年度比で0.6%の減額とほぼ同額の予算となっています。

平成21年度は、第3次回帰作業の2年目にあたり、これまでの森づくりの中で効果が確認された手法を選択的に実施し、着実に事業を推進します。

また、運動推進に関わる公文書などの資料を「報告集」として取りまとめ、運動のこれまでの歩みを一般に広く伝える「書籍」の出版を予定しています。



### 3. 公共下水道事業特別会計 8億5,891万3千円

前年度比9,490万7千円、率にして10.0%の減額予算となっています。これは、企業債利子償還金の減額と、ウトロ地区の下水道処理場の増設工事費の減額によるものです。

ウトロ地区については引続き、地域住民、事業者の方々に、下水道接続の理解と協力をお願いし、普及・促進に努めます。

#### 4. 老人保健特別会計

1,001万1千円

前年度比1億5,670万1千円、率にして94.0%の大幅な減額予算となっています。これは、老人保健制度が、平成20年3月をもって廃止され、同年4月から、後期高齢者医療制度へ移行しましたが、過去の受診に対しての診療報酬の調整などの清算分であります。



#### 5. 介護保険事業特別会計（保険勘定）

8億267万6千円

前年度比で1.0%の増額予算となっています。これは、地域密着型介護サービス費の増額によるものです。

その他、第4期介護保険事業計画（H21～H23年度）の基準保険料を月額3,330円に引き下げ（従来は3,607円）保険料負担の軽減を図りました。

また、介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬改定に伴う保険料の負担増となる部分については、平成20年度、国から「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が交付されることから、その財源を繰入活用しました。



#### 6. 介護保険事業特別会計（サービス勘定）

2,847万1千円

前年度比で0.8%の増額とほぼ同額の予算となっています。

#### 7. 後期高齢者医療特別会計

1億2,141万9千円

前年度比1,045万2千円、率にして7.9%の減額予算となっています。これは、保険料収入とそれに伴う広域連合への保険料負担金の減額によるものです。

一方で、保険料軽減分の負担である保険料基盤安定分の広域連合負担金が増額となっており、それに伴う一般会計繰入金は増額となっています。

なお、保険料については、国民健康保険と同じく、6月の所得確定を待って、広域連合で本算定されます。